

資料 1

第 15 回市民検討会議の意見の整理について

ワークショップの意見と修正案
前文

	条例素案(第15回会議)	第15回会議意見	修正の考え方等	修正案
全般		全体的に繰り返した表現、おごりのある表現、飾りすぎた表現、過去の話にすぎると感じるような表現は避けた方がよい。 全体的に美辞麗句が多すぎるため、簡潔にまとめた方がよい。	・燕らしさをPRすることも重要ですが、燕市の特徴については、後半の「条例制定の背景」「目指すまちの姿」「その実現のために」「目的・決意」が薄れることのないよう全体的に簡潔に修正します。	
燕市の 特徴	私たちのまち燕市は、信濃川、中ノ口川の悠々たる流れや国上山をはじめとする四季折々の豊かな自然に恵まれ、水と光と緑が織り成す美しい情景が、住む人と訪れる人の心を優しく包み込んでくれるまちです。	意見なし。	・修正なし	私たちのまち燕市は、信濃川、中ノ口川の悠々たる流れや国上山をはじめとする四季折々の豊かな自然に恵まれ、水と光と緑が織り成す美しい情景が、住む人と訪れる人の心を優しく包み込んでくれるまちです。
	また、 <u>遠い時代から熱くたぎる情熱を持って築き上げてきた、ものづくりの伝統と世界に通じる技を有するとともに、</u> 活気とにぎわいを創出する商業や実り豊かな越後平野の一面を担う農業が、均衡ある発展を遂げてきた産業のまちです。	「遠い時代から熱くたぎる情熱を持って築き上げてきた」という表現を「先人たちが築き上げてきた」という簡潔な表現に変更した方がよい。 「熱くたぎる情熱を持って」という表現は削除した方がよい。 「遠い時代から」という表現を削除した方がよい。 「世界に通じる技を有するとともに、」という表現を「世界に通じる技を有する工業」という表現に変更した方がよい。	「遠い時代から熱くたぎる情熱を持って築き上げてきた、」という表現は「伝統」の中に包含すると見なし、意見のとおり削除します。 「ものづくりの伝統と世界に通じる技を有するとともに」という表現を「世界に通じるものづくりの伝統と技を有する工業」に修正します。	また、 <u>ものづくりの伝統と世界に通じる技を有する工業、</u> 活気とにぎわいを創出する商業や実り豊かな越後平野の一面を担う農業が均衡ある発展を遂げてきた産業のまちです。
	そして、このまちに暮らす私たちは、人と自然を愛した名僧・良寛の慈愛の心や数多くの偉大な先人を輩出した長善館の人づくりの理念、幾度となく繰り返された河川の氾濫に立ち向かい、東洋一の <u>大工事、大河津分水路を完成させた力強さ、そして、幾多の困難の中で技術の改良を図り、産業の基盤を築き上げてきた不死鳥の如くよみがえる不屈の燕魂など、歴史や文化</u> を受け継いでいます。	「不死鳥の如くよみがえる不屈の燕魂」という表現を「燕魂」という簡潔な表現に変更した方がよい。 「大河津分水路」という表現を残した上でたき台の方がよい。 「大河津分水路～」の部分「大河津分水路を完成させ、また幾多の困難の中で技術の改良を図り、産業の基盤を築き上げてきた先人たちの力強さを受け継いでいます。」に変更した方がよい。 「不死鳥の如くよみがえる」という表現を削除した方がよい。 「名僧・良寛の慈愛の心や」という表現を「名僧・良寛の慈愛の心、」に変更した方がよい。	「名僧・良寛の慈愛の心や」という表現を「名僧・良寛の慈愛の心、」に修正します。 「不死鳥の如くよみがえる不屈の燕魂など、歴史や文化」という表現を「先人たちの力強さ」に修正します。	そして、このまちに暮らす私たちは、人と自然を愛した名僧・良寛の慈愛の心、数多くの偉大な先人を輩出した長善館の人づくりの理念、幾度となく繰り返された河川の氾濫に立ち向かい、東洋一の <u>大工事と呼ばれた大河津分水路を完成させ、また幾多の困難の中で技術の改良を図り、産業の基盤を築き上げてきた先人たちの力強さ</u> を受け継いでいます。
条例制定 の背景	私たちを取り巻く社会が変化する中で、 <u>一丸となって新たなまちづくりに取り組み、</u> 先人が積み重ねてきた貴重な財産をさらに発展させて <u>次の世代、次の時代</u> に引き継ぐことが、私たちの重要な役割です。	「次の世代、次の時代」という表現を「次の世代」と一つで表現すれば十分である。	「次の世代、次の時代」という表現を「未来」に修正します。 「一丸となって」という表現を【その実現のために】の部分に移動しています。	私たちを取り巻く社会が変化する中で、先人が積み重ねてきた貴重な財産をさらに発展させて <u>未来</u> に引き継いでいくことが私たちの重要な役割です。
目指す まちの姿	<u>独自の魅力ある燕らしさがあふれ、人と自然と産業が調和しながら進化した、誰もが暮らしたい、訪れたいと思える日本一輝くまちを創り上げるためには、</u> ・・・	「日本一」という表現を削除した方がよい。 「日本一」という表現を削除した方がよい。	「日本一」という表現は、意見のとおり削除します。 【目的・決意】の部分のまちづくりの基本は人づくりであるという表現や未来に向かっていく夢について載せた方がよいという意見を踏まえて修正しました。 「独自の魅力ある燕らしさがあふれ」という表現を【目的・決意】の部分に移動しています。 「世界に羽ばたく」という表現を【目的・決意】の部分から移動しています。	<u>私たちは、まちづくりの原点である「人」のつながりや支え合いを大切にしながら、将来を担う子ども達が夢と希望を持って健やかに成長し、誰もが愛着と誇りを持つことができる輝くまちを目指します。そして、人と自然と産業が調和したこのまちが世界に羽ばたいていくことを願います。</u>

	条例素案（第15回会議）	第15回会議意見	修正の考え方等	修正案
その実現のために	<p>・・・このまちに暮らす私たち一人ひとりが、まちづくりの主人公であることを改めて認識し、積極的にまちづくりについて考え、行動していくことが求められます。</p> <p>そして、まちづくりに関わる多様な主体が、お互いに地域を支えるパートナーであることを認め合い、尊重し、支え合いながら、それぞれの役割を分担し、協働してまちづくりに取り組んでいくことが必要です。</p>	<p>「支え合い」が重複している。市民がパートナーとしてまちづくりに取り組んでいくことを端的に表現した方が良い。</p>	<p>「支え合い」という表現を削除するとともに、意味が変わらない範囲で端的に表現を修正しています。</p> <p>「一丸となって」という表現を【条例制定の背景】の部分から移動しています。</p>	<p>その実現のためには、このまちに暮らす私たち一人一人がまちづくりの主人公であることを改めて認識し、自ら行動していくとともに、まちづくりに関わる多様な主体がお互いに地域を支えるパートナーであることを認め合い、一丸となつてまちづくりに取り組んでいくことが必要です。</p>
目的・決意	<p>ここに私たちは、燕市の目指すまちづくりの理念及び基本的な事項を明らかにし、世界と未来に向かって羽ばたく燕市のまちづくりを私たちみんなの力で進めていくために、この条例を制定します。</p>	<p>「世界と未来に向かって羽ばたく」という表現を「世界に向かって羽ばたく」という簡潔な表現に変更した方が良い。</p> <p>まちづくりの基本は人づくりであるという言葉や、これから未来に向かっていく夢についても載せた方が良い。</p>	<p>「世界と未来に向かって羽ばたく」という表現を「世界に羽ばたく」に修正します。</p> <p>人づくりや未来への夢については【目指すまちの姿】の部分に規定しています。</p> <p>「世界に羽ばたく」という表現を【目指すまちの姿】の部分に移動しています。</p> <p>「独自の魅力ある燕らしさがあふれ」という表現を【目指すまちの姿】の部分から移動しています。</p>	<p>ここに私たちは、燕市の目指すまちづくりの理念及び基本的な事項を明らかにし、独自の魅力ある燕らしさがあふれるまちづくりを私たちみんなの力で進めていくために、この条例を制定します。</p>

ワークショップの意見と修正案
条例の全体像

条例素案（第15回会議）	各課からの修正意見等	第15回会議意見	修正案
(危機管理)	<p>【修正意見】</p> <p>・平時の項目の中に住民投票がポツンとある為に違和感を感じる。災害などの「危機管理」や「外部監査」の項目を加えていくべきではないでしょうか。</p>	<p><u>規定しない。</u></p> <p>(個別分野は個別の条例等で定めるというスタンス。)</p> <p>(個々の条例や計画に従えば良い)</p> <p>(個別項目はきりが無い。)</p> <p><u>規定した方が良い。</u></p> <p>(当然、行政として行う第一のことである。内容は上越市の規定)</p> <p><u>提言書に規定するかどうかは事務局に一任</u></p> <p>(危機管理は重要である。)</p>	<p>・多数決で決めるべきではありませんが、行政側から挙げられた意見であること、また半数以上のグループが規定しない方が良いという意見であるため、今回の提言書には規定しないこととします。</p> <p>・なお行政側でも条例に規定するべきか必ず検討するものとします。</p>
(外部監査)		<p><u>規定しない。</u></p> <p>(あくまで基本的なルールを定める)</p> <p>(個々の条例や計画に従えば良い)</p> <p>(いきなり外部監査はおかしい)</p> <p><u>規定した方が良い。</u></p> <p>(内容は、新潟市のような規定。一般市民には外部監査ができることすら分からない。制度を周知する意味で。)</p>	
(定義) 第2条 (3) 市 市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会並びに水道事業管理者___をいいます。	<p>【修正意見】</p> <p>(3) 市 市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会並びに水道事業管理者の権限を行う市長をいいます。</p>	<p>～ <u>修正案のとおり修正する。</u></p>	<p>・修正意見のとおり修正します。</p> <p>(3) 市 市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会並びに水道事業管理者の権限を行う市長をいいます。</p>
(市民の役割) 第6条 3 市民は、 <u>権利に伴う責任を認識し、まちづくりの活動において自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。</u>	<p>【修正意見】</p> <p>3 市民は、<u>地域社会を構成する一員としての責務を果たすとともに、</u>まちづくりの活動において、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。</p>	<p>～ <u>修正案のとおり修正する。</u></p> <p>(責任を強調する必要があるため)</p> <p>(権利の主張が多く、責務を果たさない人が多くなってきていることから、あえて言葉にして明示した方が良い)</p>	<p>・修正意見のとおり修正します。</p> <p>3 市民は、<u>地域社会を構成する一員としての責務を果たすとともに、</u>まちづくりの活動において、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。</p>

条例素案(第15回会議)	各課からの修正意見等	第15回会議意見	修正案
<p>(まちづくり協議会) 第10条 まちづくり協議会は、<u>地域コミュニティの活動を小学校区等の一定の区域で実現するために組織し、地域における協働のまちづくりの推進母体として、その役割を果たすよう努めるもの</u>とします。 2 まちづくり協議会は、相互にまちづくりの目標等を共有し、及び自治会その他の地域コミュニティを組織する団体等と協働して広範な地域のまちづくりの提案及び公共的課題の解決に取り組むとともに、<u>まちづくりに関する総合的な協議、連絡、及び意見調整に努めるもの</u>とします。</p>	<p>【修正意見】 (まちづくり協議会) 第10条 まちづくり協議会は、<u>地域における広範な課題について市民が自ら協議し、自らの力で解決していくことで自立した地域づくりを行うために組織し、地域における協働のまちづくりの推進母体として、その役割を果たすよう努めるもの</u>とします。 2 まちづくり協議会は、相互にまちづくりの目標等を共有し、及び自治会その他の地域コミュニティを構成する団体等と協働して広範な地域のまちづくりの提案及び公共的課題の解決に努めるものとします。</p>	<p>～ <u>修正案のとおり修正する。</u> (市の下請け的なイメージを与えるため) (ただし、条文としてまちづくり協議会を掲載する必要があるのか疑問であるという意見もあり) (小学校区等という明確な表現ではなく「広範な」という表現の方が、柔軟性があるという意見あり)</p>	<p>・修正意見のとおり修正します。 (まちづくり協議会) 第10条 まちづくり協議会は、<u>地域における広範な課題について市民が自ら協議し、自らの力で解決していくことで自立した地域づくりを行うために組織し、地域における協働のまちづくりの推進母体として、その役割を果たすよう努めるもの</u>とします。 2 まちづくり協議会は、相互にまちづくりの目標等を共有し、及び自治会その他の地域コミュニティを構成する団体等と協働して、<u>より広範な地域のまちづくりの提案及び公共的課題の解決に努めるもの</u>とします。</p>
<p>(市民参画の方法) 第21条 (1) 審議会その他の附属機関及びこれに類する組織(以下「審議会等」といいます。)への市民公募</p>	<p>【修正意見】 (1) 審議会その他の附属機関及びこれに類する組織(以下「審議会等」といいます。)への市民公募</p>	<p><u>修正しない。</u> (市民参画の方法をはっきりと表現するため) (市民公募というものが伝わりにくくなってしまう) (市民公募の部分は、規定しても問題ない) <u>修正する意見と修正しない意見の両方の意見があり。</u></p>	<p>・修正せず、原案どおりとします。 (市民参画の方法) 第21条 (1) 審議会その他の附属機関及びこれに類する組織(以下「審議会等」といいます。)への市民公募</p>
<p>(住民投票) 第25条 市長は、市民の生活に関わる極めて重要な事項について、市民に直接その意思を問う必要があると認める場合は、住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに、その都度市議会の議決を経て、条例で定めま</p>	<p>【修正意見】 ・住民投票の実施条件が抽象的であり、いくらでもその時の首長により解釈され、民意と首長や議会が乖離する危険性がある。このことは、総務省で自治法の改正を検討されている。住民投票を実施しなければならない事項は条文の中に入れ、その実施方法や投票要件等を審議し、適格性等は除外するべきである。</p>	<p>～ <u>修正しない。</u> (最後の手段として規定しただけであり、抽象的な表現で良い) (できれば説明の部分で、燕市住民投票条例を今後求めるという内容を掲載していただきたいという意見もあり) (修正意見で抽象的という意見があるが、後々のことを考えると柔軟性があった方が良い) (実施しなければならない具体的な事項は規定できない)</p>	<p>・修正せず、原案どおりとします。 ・なお、「燕市住民投票条例を今後求める」という内容については、提言書中、【主な論点と議論の経過】の部分に掲載します。</p>
<p>(その他の修正意見)</p>		<p>～ なし <u>第10条第2項「まちづくり協議会」の中で、「広範な地域の」という表現を「より広範な地域の」という表現にした方が良い。</u></p>	<p>・修正意見のとおり修正します。</p>